証券コード　3040
平成27年６月5日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿二丁目４番３号
株式会社ソリトンシステムズ
代表取締役社長　鎌　田　信　夫

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月19日（金曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月20日（土曜日）午前10時30分

２．場　　所　東京都新宿区新宿二丁目４番３号
株式会社ソリトンシステムズ　本社　７階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第37期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第37期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

なお、株主総会参考書類ならびに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、２頁から27頁までに記載の通りです。ただし、「連結注記表」及び「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.soliton.co.jp）に掲載し、ご提供いたしております。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.soliton.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度について、国内は、消費税率引上げの影響が見られたものの、政府や日銀の経済政策等により緩やかな回復基調が継続しました。海外は、為替や原油価格の急激な変動により新興国の成長ベースが鈍化しましたが、米国では金融緩和が継続したことにより株高が続き、個人消費や企業業績は堅調に推移しました。

当社の属するIT業界では、官公庁に加え、企業業績の改善もあり、各分野の顧客の投資意欲が回復してまいりました。当社の主力事業であるITセキュリティ分野は、クラウド化やスマートデバイス（スマートフォン及びタブレットPC）の業務活用の本格化、情報流出対策のニーズの拡大により、情報化投資の中でも重要性が高まっております。

このような環境下、当社グループの業績について、売上高は12,439百万円（前期比11.5%増）、営業利益は1,072百万円（前期比12.2%増）、経常利益は1,043百万円（前期比3.7%増）となりました。なお、当期純利益は、投資有価証券評価損140百万円の計上等により633百万円（前期比27.8%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

［ITセキュリティ＆クラウド事業］

売上高は11,400百万円（前期比9.7%増）、セグメント利益は1,485百万円（前期比16.9%増）となりました。

当社の国産技術が注目され、自社製品の販売とサービスの提供が堅調に拡大しました。また、第1四半期より連結子会社となった株式会社Ji2のデジタルフォレンジックサービス（法令違反、犯罪の捜査、解決のための電子データの証拠保全、復元、解析などを行う）が順調に伸長し業績に寄与いたしました。なお、第3四半期に連結子会社化したExcitor A/Sについて

は、次期以降、当社業績に反映されます。当該子会社化に伴い、スマートデバイスのセキュリティ製品のラインは、「データを残す」と「データを残さない」の2系統となり、ユーザーのニーズに合わせてセキュリティ製品を提供することが可能になりました。

［映像コミュニケーション事業］

売上高は576百万円（前期比14.7%増）、セグメント損失は81百万円（前期はセグメント損失127百万円、46百万円の損益改善）となりました。

公衆モバイル回線で、高品質な映像をリアルタイムに配信する「Smart-telecasterシリーズ」について、国内外の放送局のほか、警察・消防等自治体向けの販売が順調に推移しました。また、損害保険会社等の新たな用途開拓も推進しました。

なお、セグメント損失を計上しましたが、これは「Smart-telecasterシリーズ」の次世代機の開発にリソースを集中し取り組んだことによるものであります。当該次世代機（商品名：「ZAO」）は、当第4四半期より販売を開始しました。

［エコ・デバイス事業］

売上高は462百万円（前期比72.8%増）、セグメント利益は63百万円（前期比1,753.7%増）となりました。

大量画像データの処理や超高速映像認識等の技術をベースに、自動車関連や宇宙・防衛向けの開発案件に取り組みました。画像データの特殊処理エンジンは、破壊現象の分析や生体組織の研究などに着目され始め、次期における主要プロジェクトになると予想されます。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は506百万円で、その主なものは、山形総合開発センターの建設やOA機器・業務用ソフトウェアの購入等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資、社債発行による資金調達はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 34 期 (平成24年３月期)	第 35 期 (平成25年３月期)	第 36 期 (平成26年３月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売　上　高(千円)	10,531,709	10,894,810	11,161,674	12,439,738
当期純利益(千円)	288,971	474,674	877,320	633,534
１株当たり当期純利益 (円)	29.28	48.10	88.90	67.30
総　資　産(千円)	8,328,240	9,033,419	9,044,960	10,626,226
純　資　産(千円)	3,879,654	4,219,158	4,943,026	5,161,680
１株当たり純資産額 (円)	391.32	427.51	498.89	545.33

(注) 当社は平成25年12月17日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第34期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社の有限会社Zen-Noboksは、当社株式の49.4%を所有する資産管理会社でありましたが、当社は、平成26年２月21日開催の取締役会決議に基づき自己株式の公開買付けを実施し、平成26年４月16日に同社より自己株式の取得を592,200株行いました。その結果、同社が直接保有する当社の普通株式に係る議決権数と同社の取締役であり当社代表取締役の鎌田信夫が保有する当社の普通株式に係る議決権数をあわせると当社の議決権数の過半数を下回ることになったため、同社は当社の親会社からその他の関係会社に平成26年４月16日付で異動しました。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
索利通網絡系統(上海)有限公司	2,000千米ドル (222,134千円)	100.0%	・通信情報機器・ソフトウェアの販売 ・ソフトウェアの受託開発
Excitor A/S	17,979千DKK (353,843千円)	100.0%	・スマートデバイスの業務利用の為のセキュア・プラットフォームの構築・販売

(注) １．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含めて、計９社であり、持分法適用関連会社は、１社であります。

２．平成26年12月にExcitor A/Sの全株式を取得し、同社を連結子会社にしました。

(4) 対処すべき課題

①開発メーカーとしての総合力の強化
ニーズに合った製品企画、計画通りの製品リリース、そして戦略的な販売活動・・・これら、メーカーないしベンダーとしての組織・体制および総合力の強化
②サービスおよび国際ビジネスのための人材養成と増強

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社ソリトンシステムズ）、その他の関係会社１社、連結子会社９社、非連結子会社１社、及び関連会社３社（うち持分法適用１社）により構成されております。

当社グループのセグメント別の営業種目及び当社と関係会社の位置付けは次の通りです。

セグメントの名称	主な営業種目	会社名
ＩＴセキュリティ&クラウド	・情報漏洩対策、ログオン認証、アクセス制御、スパムメール対策、サイバーセキュリティ対策などの製品の開発・販売 ・スマートデバイスの業務利用の為のセキュリティ対策の構築・販売 ・企業向けクラウドサービス ・企業向けネットワークインテグレーション ・VoD(ビデオ・オン・ディマンド）システムの構築・運用	当社 ㈱Ji2、Ji2,Inc. 索利通網絡系統（上海）有限公司 Soliton Systems, Inc. Soliton Systems Singapore Pte.LTD. Excitor A/S Giritech A/S ㈱サードウェア ㈱データコア ボストンネットワーク㈱
映像コミュニケーション	・モバイル回線による高品質のリアルタイム画像伝送システム「Smart-telecaster」の開発・販売	当社
エコ・デバイス	・アナログ・デジタル混合半導体デバイスの開発・販売 ・組み込み特殊処理エンジンの開発・販売	当社 Y Explorations, Inc. ㈱シンセシス

（注）１．その他の関係会社の㈲Zen-Noboksは、当社株式の45.4％を所有している資産管理会社でありますが、当社の事業との取引関係がないため、表から除外しております。
２．非連結子会社の㈱ソリトンソリューションズは、営業活動を実質的に休止しているため、表中の記載を省略しております。

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

①　当社

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
本　　社	東京都新宿区	名古屋営業所	名古屋市中区
開発分室	東京都新宿区	福岡営業所	福岡市博多区
物流倉庫	東京都江東区	東北営業所	仙台市青葉区
大阪営業所	大阪府吹田市	長野開発分室	長野県長野市
札幌営業所	札幌市中央区	山形開発センター	山形県山形市

②　子会社

名　　称	所　在　地
索利通網絡系統（上海）有限公司	中華人民共和国　上海
Ｅｘｃｉｔｏｒ　Ａ／Ｓ	デンマーク　コペンハーゲン

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ＩＴセキュリティ&クラウド	438（126）名	70 名増（18）名増
映像コミュニケーション	24 （ 4）名	3 名増（ 3）名増
エコ・デバイス	24 （28）名	1 名増（ -）
本社・共通	46 （10）名	3 名増（ 1）名減
合計	532（168）名	77 名増（20）名増

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数記載しております。

２．使用人数が前連結会計年度末と比べて77名増加した主な理由は、当連結会計年度において、現金による株式の取得及び当社を完全親会社、株式会社Ji2を完全子会社とする簡易株式交換を実施したため、同社及びその子会社のJi2,Inc.を、また、Excitor A/Sの全株式を取得し、同社及びその子会社のGiritech A/Sを連結の範囲に含めたためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
436(136) 名	14名増(14名増)	38.7歳	10.5年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　39,000,000株

② 発行済株式の総数　9,869,444株

③ 株主数　1,969名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社Ｚｅｎ－Ｎｏｂｏｋｓ	42,862百株	45.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,889百株	6.2%
ソリトンシステムズ従業員持株会	5,031百株	5.3%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	3,400百株	3.6%
鎌田信夫	2,900百株	3.0%
株式会社三井住友銀行	2,400百株	2.5%
ＧＲＯＴＨ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴＳ　ＬＬＣ	1,900百株	2.0%
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,494百株	1.5%
日本証券金融株式会社	978百株	1.0%
鎌田俊夫	854百株	0.9%

（注）持株比率は自己株式446,352株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鎌　田　信　夫	有限会社Zen-Noboks取締役 索利通網絡系統（上海）有限公司　董事長 Excitor A/S　取締役
取締役副社長	遊　佐　　洋	副社長
取　締　役	松　島　克　守	東京大学名誉教授
常勤監査役	小　柴　基　男	
監　査　役	畑　　克　海	畑・芳仲法律事務所(弁護士)
監　査　役	高　徳　信　男	高徳公認会計士事務所(公認会計士)

（注）１．取締役松島克守氏は、社外取締役であります。
２．監査役畑克海氏および監査役高徳信男氏は、社外監査役であります。
３．監査役畑克海氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役高徳信男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役松島克守氏、監査役畑克海氏、高徳信男氏について、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
武　田　健　二	平成26年10月27日	辞任	社外取締役 株式会社メディアシーク常勤監査役

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (2)	56百万円 (4)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	12 (4)
合計 （うち社外役員）	7 (4)	68 (9)

（注）１．上記には、平成26年10月27日付辞任した社外取締役武田健二氏の報酬を含んでおります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．当事業年度末現在の取締役は３名（うち社外取締役は１名）、監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。

４．取締役の報酬限度額は、平成19年６月21日開催の第29回定時株主総会において、ストックオプションによる報酬額を含め年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

５．監査役の報酬限度額は、平成19年６月21日開催の第29回定時株主総会において、ストックオプションによる報酬額を含め年額100百万円以内と決議いただいております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	重要な兼職先	取引関係
取締役	松島克守	東京大学名誉教授	重要な取引関係はありません
取締役	武田健二	株式会社メディアシーク常勤監査役	重要な取引関係はありません
監査役	畑　克海	畑・芳仲法律事務所（弁護士）	重要な取引関係はありません
監査役	高徳信男	高徳公認会計士事務所（公認会計士）	重要な取引関係はありません

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　松 島 克 守	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。主に経営工学の専門家としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　武 田 健 二	当事業年度において、平成26年10月27日辞任までに開催された取締役会７回のうち５回に出席いたしました。主に当業界における豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　畑　　克 海	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全てに出席し、監査役会12回のうち12回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、取締役会の議案の事前審議や会計監査人の報告を受けるほか、内部監査の実施状況を把握し、必要な助言を行っております。
監査役　高 徳 信 男	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全てに出席し、監査役会12回のうち12回全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、取締役会の議案の事前審議や会計監査人の報告を受けるほか、内部監査の実施状況を把握し、必要な助言を行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いてあります。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役いずれも会社法第425条第１項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

④　当社の重要な子会社である索利通網絡系統（上海）有限公司およびExcitor A/Sは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法及び金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範する。

・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。

・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセスおよび業務全般の適正性等について内部監査を行う。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③　リスク管理体制の整備の状況

事業構成や事業運営にかかわる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は取締役会、経営会議において常時管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプ

ライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月１回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。

⑤　当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

イ　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

・当社が定める関係会社管理規程および当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経営業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
・定期的また必要に応じて、当社および子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し報告することを義務付ける。

ロ　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
・グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
・不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社および子会社の役員および社員等に周知徹底する。

ハ　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・３事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
・グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。

・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年１回以上の内部監査を実施する。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員および社員等に周知徹底する。
・グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
・グループの役員および社員等に対し、年１回、法令順守に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年１回以上の内部監査を実施する。
・グループの役員および社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員等は、監査役の指揮命令に従わなければならない。ただし、その社員等が他の部署を兼務している場合については、監査実施中は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑦ 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

・グループの役員および社員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
・グループの役員および社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社監査役に報告する。
・内部監査室等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
・グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員および社員等からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に報告する。

⑧　監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

・グループの監査役への報告を行った当社グループの役員および社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社の役員および社員等に周知する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
・監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合には速やかに処理する。

⑩　反社会勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。総務部を反社会勢力に対する統括部門として定め、反社会勢力による被害を防止するための情報を集約して一元的な管理を行い、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力と対応する体制をとっております。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令に改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成27年５月13日開催の取締役会において、１株につき7.5円と決議させていただきました。なお、配当金の支払開始日は、平成27年６月22日といたしております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**7,927,718**	**流動負債**	**4,884,819**
現金及び預金	3,471,436	支払手形及び買掛金	1,009,383
受取手形及び売掛金	2,671,217	短期借入金	33,628
リース投資資産	105,167	リース債務	71,587
商品及び製品	508,988	未払金	531,538
仕掛品	39,130	未払法人税等	250,680
原材料及び貯蔵品	132,549	前受収益	2,337,130
前払費用	781,983	賞与引当金	313,789
繰延税金資産	249,177	役員賞与引当金	7,000
その他	14,565	その他	330,080
貸倒引当金	△46,497	**固定負債**	**579,726**
固定資産	**2,698,508**	長期借入金	50,835
有形固定資産	**629,565**	リース債務	55,491
建物	149,980	長期未払金	218,683
車両運搬具	10,386	役員退職慰労引当金	5,129
工具器具備品	227,341	退職給付に係る負債	249,587
土地	183,467	**負債合計**	**5,464,546**
建設仮勘定	58,359	純資産の部	
無形固定資産	**1,178,072**	**株主資本**	**5,028,520**
のれん	895,891	**資本金**	**1,326,500**
ソフトウエア	145,614	**資本剰余金**	**1,252,599**
ソフトウエア仮勘定	121,892	**利益剰余金**	**2,761,676**
その他	14,673	**自己株式**	**△312,256**
投資その他の資産	**890,870**	**その他の包括利益累計額**	**110,127**
投資有価証券	226,848	**その他有価証券評価差額金**	**39,950**
差入保証金	369,886	**為替換算調整勘定**	**75,907**
繰延税金資産	174,110	**退職給付に係る調整累計額**	**△5,730**
その他	259,766	**少数株主持分**	**23,032**
貸倒引当金	△139,741	**純資産合計**	**5,161,680**
資産合計	**10,626,226**	**負債・純資産合計**	**10,626,226**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,439,738**
売上原価		**7,370,660**
売上総利益		**5,069,078**
販売費及び一般管理費		3,996,307
営業利益		**1,072,770**
営業外収益		
受取利息	2,259	
受取配当金	40	
持分法による投資利益	8,522	
その他	5,107	15,930
営業外費用		
支払利息	2,177	
為替差損	32,183	
固定資産除却損	617	
自己株式取得費用	7,500	
その他	2,733	45,210
経常利益		**1,043,489**
特別利益		
投資有価証券売却益	10,299	
関係会社株式売却益	34	
退職給付制度改定益	80,184	90,519
特別損失		
投資有価証券評価損	140,194	
減損損失	9,175	
事務所移転費用	26,451	175,821
税金等調整前当期純利益		**958,188**
法人税、住民税及び事業税	283,024	
法人税等調整額	41,319	324,343
少数株主損益調整前当期純利益		**633,844**
少数株主利益		309
当期純利益		**633,534**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	1,326,500	1,247,627	2,278,744	△87	4,852,784
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△144,691		△144,691
当期純利益			633,534		633,534
自己株式の取得				△414,540	△414,540
自己株式の処分		4,972		102,370	107,343
持分法の適用範囲の変動			△5,911		△5,911
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	4,972	482,932	△312,169	175,735
平成27年３月31日残高	1,326,500	1,252,599	2,761,676	△312,256	5,028,520

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	28,696	32,537	9,571	70,804	19,437	4,943,026
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△141,691
当期純利益						633,534
自己株式の取得						△414,540
自己株式の処分						107,343
持分法の適用範囲の変動						△5,911
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	11,254	43,370	△15,301	39,323	3,595	42,918
連結会計年度中の変動額合計	11,254	43,370	△15,301	39,323	3,595	218,654
平成27年３月31日残高	39,950	75,907	△5,730	110,127	23,032	5,161,680

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**7,682,312**	**流動負債**	**4,188,628**
現金及び預金	3,067,539	買掛金	766,352
受取手形	11,526	リース債務	70,650
売掛金	2,286,754	未払金	491,849
リース投資資産	105,167	未払費用	139,429
商品及び製品	500,025	未払法人税等	226,837
仕掛品	38,677	前受金	75,157
原材料及び貯蔵品	120,323	前受収益	2,085,820
前渡金	9,216	賞与引当金	313,789
前払費用	754,341	その他	18,741
関係会社短期貸付金	573,466	**固定負債**	**493,313**
繰延税金資産	247,000	リース債務	54,367
その他	5,110	長期未払金	218,683
貸倒引当金	△36,836	退職給付引当金	220,263
固定資産	**1,903,130**	**負債合計**	**4,681,941**
有形固定資産	**503,094**	**純資産の部**	
建物	95,123	**株主資本**	**4,863,550**
車両運搬具	3,978	**資本金**	**1,326,500**
工具、器具及び備品	214,289	**資本剰余金**	**1,252,599**
土地	131,314	資本準備金	1,247,627
建設仮勘定	58,389	その他資本剰余金	4,972
無形固定資産	**279,065**	**利益剰余金**	**2,596,706**
ソフトウエア	142,499	利益準備金	95,850
ソフトウエア仮勘定	121,892	その他利益剰余金	2,500,856
電話加入権	14,673	繰越利益剰余金	2,500,856
投資その他の資産	**1,120,970**	**自己株式**	**△312,256**
投資有価証券	157,817	**評価・換算差額等**	**39,950**
関係会社株式	308,922	その他有価証券評価差額金	39,950
出資金	10		
破産更生債権等	69,441		
長期前払費用	111,114		
差入保証金	362,511		
繰延税金資産	180,594		
貸倒引当金	△69,441	**純資産合計**	**4,903,501**
資産合計	**9,585,443**	**負債・純資産合計**	**9,585,443**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**11,396,945**
売上原価		**6,844,264**
売上総利益		**4,552,680**
販売費及び一般管理費		3,635,684
営業利益		**916,996**
営業外収益		
受取利息	3,394	
受取配当金	1,015	
その他	3,152	7,561
営業外費用		
支払利息	448	
為替差損	43,424	
固定資産除却損	617	
貸倒引当金繰入額	1,755	
自己株式取得費用	7,500	
その他	86	53,832
経常利益		**870,724**
特別利益		
投資有価証券売却益	10,299	
関係会社株式売却益	34	
退職給付制度改定益	80,184	90,519
特別損失		
投資有価証券評価損	140,194	
子会社株式評価損	11,134	
減損損失	9,175	160,505
税引前当期純利益		**800,739**
法人税、住民税及び事業税	240,709	
法人税等調整額	35,000	275,709
当期純利益		**525,029**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年４月１日　残高	1,326,500	1,247,627	－	1,247,627	95,850	2,120,518	2,216,368	△87	4,790,408
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△144,691	△144,691		△144,691
当期純利益						525,029	525,029		525,029
自己株式の取得								△414,540	△414,540
自己株式の処分			4,972	4,972				102,370	107,343
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	4,972	4,972	－	380,338	380,338	△312,169	73,141
平成27年３月31日　残高	1,326,500	1,247,627	4,972	1,252,599	95,850	2,500,856	2,596,706	△312,256	4,863,550

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日　残高	28,696	28,696	4,819,104
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△144,691
当期純利益			525,029
自己株式の取得			△414,540
自己株式の処分			107,343
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	11,254	11,254	11,254
事業年度中の変動額合計	11,254	11,254	84,396
平成27年３月31日　残高	39,950	39,950	4,903,501

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

株式会社　ソリトンシステムズ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　秀　之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　香　山　　良 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソリトンシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

株式会社　ソリトンシステムズ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　秀　之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　香　山　　良 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第３７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

株式会社ソリトンシステムズ　監査役会

常勤監査役　小　柴　基　男　㊞

社外監査役　畑　　克　海　㊞

社外監査役　高　徳　信　男　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとしておりますが、当社およびグループ会社の決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図ること、および将来適用が検討されている国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性に対応するため、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第11条、第12条、第49条および第50条に所要の変更を行うものであります。この事業年度の変更に伴い、第38期事業年度は、平成27年４月１日から平成27年12月31日までの９ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第31条（取締役の責任免除）および第43条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（基準日） 第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2.　（条文省略） （招　集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	（基準日） 第11条　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2.　（現行通り） （招　集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年３月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第31条　（条文省略） ２．当会社社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　（現行通り） ２．当会社取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
（監査役の責任免除） 第43条　（条文省略） ２．当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（監査役の責任免除） 第43条　（現行通り） ２．当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
（事業年度） 第49条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	（事業年度） 第49条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。
（剰余金の配当等） 第50条　（条文省略） ２．当会社は、毎年３月31日または９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。 ３．（条文省略）	（剰余金の配当等） 第50条　（現行通り） ２．当会社は、毎年６月30日または12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。 ３．（現行通り）

現　行　定　款	変　　更　　案
	附則
	（第38期事業年度）
（新　設）	第１条　第49条の規定にかかわらず、第38期の事業年度は、平成27年４月１日から平成27年12月31日までの９ヶ月間とする。
	（第38期の中間配当の基準日）
（新　設）	第２条　第50条の規定にかかわらず、第38期の事業年度の中間配当の基準日は、平成27年９月30日とする。
	（附則の有効期限）
（新　設）	第３条　本附則は、平成27年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制強化のため１名を増員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鎌田信夫（かまた のぶお）	1967年３月　東京工業大学大学院応用物理博士課程修了 1972年４月　東京工業大学応用物理、電磁物性研究室研究員 1973年９月　インテルジャパン株式会社（現インテル株式会社）入社 1979年３月　当社設立　代表取締役社長（現在に至る） 1982年12月　九州工業大学　非常勤講師 （重要な兼職の状況） 有限会社 Zen-Noboks　取締役 索利通網絡系統（上海）有限公司　董事長 Excitor A/S　取締役	290,000株
2	遊佐洋（ゆさ よう）	1974年４月　日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 2005年６月　ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社常務取締役 2006年６月　ＮＴＴコムテクノロジー株式会社　代表取締役社長 2011年６月　ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社特別参与 2012年６月　ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社常勤監査役 2013年６月　当社入社　執行役員副社長 2014年６月　取締役副社長（現在に至る）	4,000株
3	加藤光治（かとう みつはる）	1969年７月　日本電装株式会社（現株式会社デンソー）入社 1998年６月　株式会社デンソー　取締役 2006年６月　株式会社デンソー　専務取締役 2010年６月　株式会社デンソー　専務取締役退任 2014年６月　北川工業株式会社　社外取締役（現任）	6,900株
4	土屋清美（つちや きよみ）	1982年４月　小西六写真工業（現コニカミノルタ）入社 2000年８月　クォンツリサーチ株式会社　取締役 2006年６月　株式会社Ｓｏｕｎｄ－Ｆ設立　同社代表取締役社長（現任）	1,000株

（注）１．加藤光治氏、土屋清美氏は新任の社外取締役候補であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3．加藤光治氏を社外取締役候補とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。土屋清美氏を社外取締役候補とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。

4．加藤光治氏、土屋清美氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

5．加藤光治氏、土屋清美氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役小柴基男氏、畑克海氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	近藤洋子（こんどうようこ）	1988年４月　当社入社 1997年４月　コーポレートマーケティング室長 2013年10月　社長室長（現任）	200株
2	岩上順（いわかみじゅん）	1987年３月　新和監査法人（現あずさ監査法人）入社 1989年７月　フォーサイト公認会計士事務所　所長（現任） 2007年６月　株式会社大運　社外監査役（現任） 2012年７月　株式会社シンセシス　社外監査役（現任）	―

（注）１．近藤洋子氏は新任の監査役候補、岩上順氏は新任の社外監査役候補であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．岩上順氏を社外監査役候補とし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から当社の経営を監視していただくとともに、長年の公認会計士事務所経営を含めた経験から経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。

４．近藤洋子氏、岩上順氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５．岩上順氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都新宿区新宿二丁目４番３号
株式会社ソリトンシステムズ
本社　７階ホール
TEL 03－5360－3801

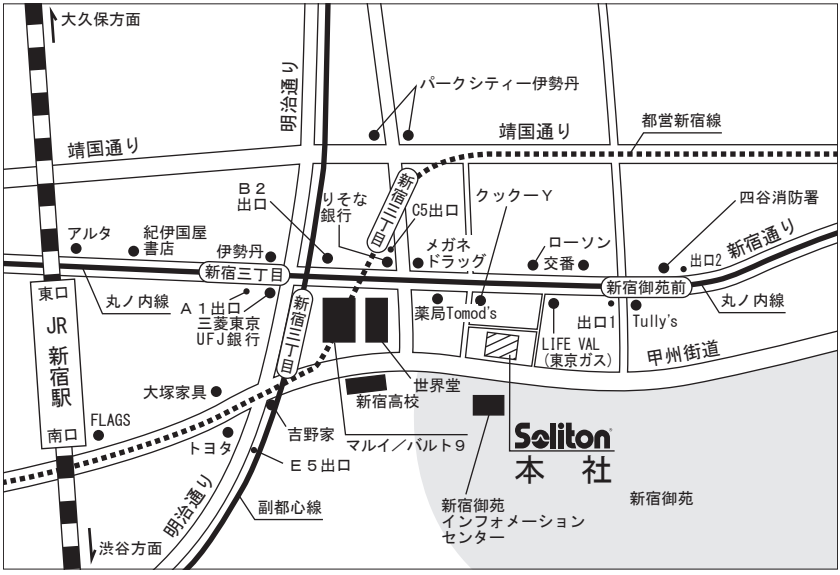

交通○東京メトロ丸ノ内線、副都心線
「新宿三丁目」下車（Ａ１出口）徒歩４分
「新宿御苑前」下車（１番出口）徒歩３分
○都営新宿線
「新宿三丁目」下車（Ｃ５出口）徒歩３分
○ＪＲ山手線
「新宿」南口下車　　徒歩８分

（注）駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。